

主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、違憲をいうが、刑法二六条二号による刑の執行猶予の言渡の取消が憲法三九条、三一条に違反しないことは、当裁判所の判例（昭和四一年（し）第五九号同四二年三月八日大法廷決定・刑集二一巻二号四二三頁）の趣旨とするところであるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五七年七月二日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	伊	藤	正	己
--------	---	---	---	---

裁判官	横	井	大	三
-----	---	---	---	---

裁判官	寺	田	治	郎
-----	---	---	---	---

裁判官	木 戸 口	久	治	
-----	-------	---	---	--